

筑西市漏水に係る水道料金の減免に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、筑西市水道事業給水条例（平成17年条例第178号。以下「条例」という。）第33条第1項に規定する水道料金の減免（以下「水道料金減免」という。）のうち、漏水に起因するものの取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において使用する用語の意義は、条例で使用する用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 検針水量 定例検針日に計算した使用水量をいう。
- (2) 推定使用水量 漏水がなかったと仮定した場合において、実際に使用したと推定される水量をいう。
- (3) 推定漏水量 漏水したと推定される水量で、検針水量から推定使用水量を差し引いた水量をいう。
- (4) 認定使用水量 第7条の規定により計算して得た水量で、水道料金を算定する際の基礎となるものをいう。

(水道料金減免の対象)

第3条 この規程により水道料金減免の対象となるものは、次の各号のいずれかに該当する漏水とする。

- (1) 地中埋設部、床下、壁面内部その他通常目視することが不可能な給水装置からの漏水
- (2) 水道使用者又は所有者（以下「使用者等」という。）が、条例第14条第1項に規定する給水装置の管理を怠っていないにもかかわらず発生した給水装置からの漏水で、発見が困難と認められるもの
- (3) 前2号に掲げるもののほか市長が適当と認めるもの

(水道料金減免の対象除外)

第4条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、水道料金減免を行わないものとする。

- (1) 蛇口、トイレの洗浄装置等又は湯沸器等の給水用具本体の故障や損傷により漏水したとき。
- (2) 受水槽及び受水槽を構成する諸装置のうち、給水装置以外の損傷により漏水したとき。
- (3) 過去1年以内に当該同一箇所からの漏水による水道料金減免を受けたことがあるとき。

- (4) 条例第7条第1項に規定する指定給水装置工事事業者（以下「指定工事業者」という。）以外の者が前条各号に規定する漏水の修繕工事をしたとき。
- (5) 水道料金に滞納があるとき。
- (6) 漏水の原因が使用者等の管理上の責めに帰するとき。
- (7) 使用者等が漏水の事実を知りながら、正当な理由なく修繕を怠ったとき。
- (8) 前各号に掲げるもののほか市長が水道料金減免を適当でないとするとき。

（水道料金減免の対象期間）

第5条 水道料金減免の対象となる期間は、当該漏水の状況に応じ、次の各号のいずれかとする。

- (1) 漏水の修繕を完了した日の属する月から起算して4か月前まで
- (2) 漏水の修繕を完了した日の属する前の月から起算して4か月前まで

（推定使用水量の算出）

第6条 推定使用水量は、漏水が発生したと判断される月の前の連続する3回の検針分（定例検針（使用開始時を含む。）から次の定例検針までの間の期間をいい、その期間の日数は46日以上とする。以下同じ。）の使用水量の平均値とする。ただし、連続する検針分が3回に満たない場合については、次の各号に掲げる場合に応じ当該各号に定めるところによる。

- (1) 検針分が2回の場合 当該2回の検針分に係る使用水量の平均値
- (2) 検針分が1回の場合 当該1回の検針分に係る使用水量
- (3) 検針分が1回に満たない場合 漏水修繕工事の完了時からその後の最初の検針までの使用水量に基づき別に定める水量

2 前項による算定が困難その他特別な事由により市長が特に必要とする場合は、前年同期における使用水量等を考慮した水量を推定使用水量とする。

3 前2項に規定する算出方法による推定使用水量に1m³未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

（認定使用水量の算出）

第7条 認定使用水量の算出方法は、別表のとおりとする。

（水道料金減免の額の算定）

第8条 1月分の水道料金減免の額は、減免前の水道料金の額から前条の規定により算出された認定使用水量に2分の1を乗じて得た水量に基づき条例第25条の規定を準用して算出した額を差し引いた額とする。この場合において、「水道料金」とあるのは「認定使用水量に基づき算出する額」と読み替えるものとする。

(水道料金減免の申請)

第9条 漏水による水道料金減免を受けようとする使用者等（以下「申請者」という。）は、水道料金減免申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、指定工事業者による漏水修繕工事完了後、30日以内に市長に申請しなければならない。

- (1) 漏水箇所の修繕工事前後の写真
- (2) 漏水修繕工事完了時の水道メーター指針の写真

2 前項の申請は、当該修繕工事を施工した指定工事業者による代理の申請も可とする。

(水道料金減免の決定)

第10条 市長は、前条に規定する申請書の提出があったときは、速やかに当該申請書に記入された漏水箇所、修繕の事実等について審査し、減免の可否を決定し、水道料金減免等決定通知書（様式第2号）又は水道料金減免申請却下通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。この場合において、水道料金減免を可と決定したときは、下水道使用料の還付分を含めて通知するものとする。

(水道料金の還付)

第11条 市長は、前条の規定により水道料金減免を可とした場合において、すでに当該使用者等が水道料金を納入していたときは、第8条の規定により算定した額を還付するものとする。

(補則)

第12条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規程は、平成26年5月1日から施行する。

別表（第7条関係）

認定使用水量

水道メーター口径	推定使用水量	検針水量	算出方法
25mm以下	20m ³ 以内	100m ³ を超える	推定使用水量 + (100m ³ × 1/2)
	20m ³ を超える	推定使用水量の5倍を超える	推定使用水量 + {(推定使用水量 × 5) × 1/2}
上記以外			推定使用水量 + (推定漏水量 × 1/2)